（届出書等の紙質等）

第六十三条の十二　ＯＣＲに用いる届出書及び申請書（次項において「届出書等」という。）は、その紙質、印刷等について国土交通大臣の定める基準に適合するものでなければならない。

２　届出書等は、折損し、又は汚損したものであつてはならない。

（公印の省略）

第六十三条の十三　法第六条第一項の電子情報処理組織によつて印字する軽自動車届出済証及び軽自動車届出済証返納証明書については、運輸監理部長又は運輸支局長の公印は、押印しないものとする。

第十号様式を次のように改める。

第十号様式（臨時検査合格標章再交付申請書）（第四十一条関係）

短辺

臨時検査合格標章　再交付申請書

殿

年　　月　　日

申請者の氏名又は名称

住　　所

申請代理人の氏名

住　　所

車　両　番　号	
再交付を受ける理由	
備　　考	

長　　辺　　（日本工業規格A列5番）

注　⑴　不要の文字を抹消すること。

⑵　当該自動車が運転者室及び前面ガラスを有するかどうかの別を備考欄に記載すること。

⑶　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十四号様式備考⑴中「図示の例により、上段に自動車の用途等の区分による分類番号、運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字及び平仮名又はローマ字の活字体大文字を、下段に四けた以下の数字をもつて表示すること」を「図示の例により表示すること」に、「四けた」を「四桁」に、「三けた」を「三桁」に改め、同様式備考⑵を削り、同様式備考⑶を備考⑵とし、備考⑷から備考⑺までを一ずつ繰り上げる。

第十五号様式及び第十六号様式を削り、第十七号様式を第十五号様式とする。

第十七号様式の二及び第十七号様式の三を削り、第十八号様式を第十六号様式と、第十八号様式の二を第十七号様式と、第十八号様式の三を第十八号様式とする。

第二十三号様式の次に次の十様式を加える。